

## 生活支援ネットワーク緊急応援支援費補助金（後期募集）公募要項

### 1 事業名 生活支援ネットワーク緊急応援事業

### 2 事業概要

本事業は、米の価格が高騰している中、生活に困窮している方を支援するため、地域に密着して生活困窮者支援、孤独・孤立対策などの支援活動を行っている民間団体（以下「民間団体」という。）が行う米をはじめとする食材等の提供や食事の提供に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### 3 補助対象者等

#### （1）補助対象者

概ね1年以上かつ概ね年6回以上の定期的な活動実績を有する民間団体

（注意）次のいずれかに該当する者は、この補助金を受けることができません。

- ・ この補助金によって政治活動、宗教活動、営利活動をする者
- ・ 県又は県以外から、この補助金と同一目的の助成等（この補助金を除く。）を受けている者又は受ける見込みのある者
- ・ この補助金の趣旨や目的に照らして適当でないと知事が判断する者
- ・ 公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと認められる活動を行う者
- ・ 県が運営するポータルサイト「徳島県生活支援ネットワーク」

[\(https://shien.pref.tokushima.lg.jp/support-group/\)](https://shien.pref.tokushima.lg.jp/support-group/) に支援団体として登録されていない者（※）

※登録されていない場合は、交付申請までに当該ポータルサイトより登録の申込をしてください。

#### （2）補助対象事業

##### ア 食材又は日用品（※）の配布

※日用品とは、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、洗剤、石けん、歯ブラシ、ゴミ袋、食用ラップフィルム、キッチンスポンジ等の衛生用品、鉛筆、ノート、消しゴム等の文房具その他の日常生活において通常必要となる物品です。

##### イ 食事の提供

※食糧価格高騰による「こども食堂」運営支援金の支給の対象者については、アの活動に限ります。

#### （3）補助上限額

1団体あたり40万円

#### （4）補助対象期間

令和7年11月1日から令和8年2月28日まで

### 4 補助対象経費及び基準額

#### （1）補助対象経費

ア 食材又は日用品を配布する場合： 食材又は日用品の購入費

食事を提供する場合： 提供する食事の食材購入費

##### イ 事務費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保管料、広告料、手数料、使用料及び賃借料、物品使用料、有料道路使用料、駐車場使用料、自動車借料、会場借料、機械器具借料

(2) 補助対象経費の基準額

ア 食材又は日用品を配布する場合

- ・食材又は日用品の購入費： 配布1セットにつき、5000円まで
- ・事務費： 食材購入費及び日用品購入費の10%まで（4万円を超える場合は4万円まで）  
※一世帯に対する食材配布は、活動期間中、1月当たり1回までを上限とします。

イ 食事を提供する場合

- ・提供する食事の食材購入費： 1食当たり100円まで
- ・事務費： 賄材料費（食材に係る費用）の10%まで（4万円を超える場合は4万円まで）

5 応募書類及び応募方法等

(1) 応募書類

ア 補助金交付申請書（様式第1号）

- ・事業計画書（別紙1）
- ・収支予算書（別紙2）

イ その他交付申請に必要な書類

- ・債権者登録票

(2) 応募受付期間

令和8年1月30日（金）まで

※随時申請を受付します。

(3) 応募方法

メール、郵送（特定記録）、持参にて、応募先までご提出ください。

(4) 応募先及び問合せ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県保健福祉部 地域共生推進課 地域共生担当

電話番号：088-621-2938

FAX 番号：088-621-2913

メールアドレス：chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

6 留意点

- ・ この補助事業は、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、生活支援ネットワーク緊急応援支援費補助金交付要綱の定めにより実施します。
- ・ 当該補助金は国の交付金を活用した事業となるため、会計検査院の検査対象事業となりますので、帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間となります。
- ・ 当該補助金では実績報告で補助事業の「延べ人数」を記載していただくこととなります。要綱第12条に定める証拠書類として、「延べ人数」「提供量」などの内訳が分かるよう日時や氏名等を記載した書類を作成するとともに、県が必要と認めるときは提出してください。様式は自由ですが、参考様式をお示ししますので必要な方はご活用ください。
- ・ 上記、証拠書類等が確認できない場合は補助金の減額若しくは返還を求める場合があります。
- ・ 法人格がない任意団体からの申請の場合は、任意団体名での振込口座が必要となります。
- ・ 交付決定以前に支出した経費は補助の対象となりません。